

○公有林野等官行造林法施行手続

(昭和30年10月10日 農林省訓令第11号)

林 野 庁
森 林 管 理 局
森 林 管 理 署

[最終改正] 平成11年 2 月26日 農林水産省訓令第 8 号

第1条 削除

(造林契約の内容)

第2条 造林契約においては、次の事項を定めなければならない。

- (1) 造林地の所在及び面積
- (2) 契約の存続期間
- (3) 植栽予定樹種 (植栽予定樹種が2以上である場合には、その樹種及び樹種ごとの植栽予定面積)
- (4) 植栽予定期間
- (5) 手入の方法
- (6) 主伐予定期間
- (7) 収益分収の歩合
- (8) その他必要と認める事項

(造林契約の変更)

第3条 森林管理局長は、造林契約を変更する場合には、その変更の内容を明らかにした契約書を作成しなければならない。

第4条及び第5条 削除

(施業計画の樹立)

第6条 森林管理局長は、造林契約に係る造林地ごとに、林野庁長官が定める要領により公有林野等官行造林地施業計画 (以下「施業計画」という。) をたてなければならない。

- 2 森林管理局長は、前項の規定により施業計画をたてようとするときは、あらかじめ造林契約の相手方の意見を聞かなければならない。
- 3 森林管理局長は、第1項の規定により施業計画をたてたときは、遅滞なく造林契約の相手方及びその施業計画に係る造林地を管轄する森林管理署長 (森林管理署の支署の管轄区域内にあっては、森林管理署支署長。以下同じ。) にその施業計画を通知しな

ければならない。

(事業の予定及び実行)

第7条 森林管理局長又は森林管理署長は、施業計画に基づいて、毎年度、予定簿を作成し、これによつて事業を実行しなければならない。

2 森林管理局長又は森林管理署長は、実行簿を作成し、これに事業の実行の結果を記録しなければならない。

3 第1項の規定による予定簿の作成及び事業の実行並びに前項の規定による実行簿の作成については、林野庁長官が定める要領によらなければならない。

4 森林管理署長は、第1項の規定により作成しようとする予定簿が造林に係る樹木の主伐又は間伐に関するものであるときは、あらかじめ造林契約の相手方の意見を聞かなければならない。

(境界標の設置)

第8条 森林管理署長は、造林地の境界を明確にするため必要があるときは、境界標を設置しなければならない。

(造林地等の処分の承認)

第9条 削除

(分収樹木の指定)

第10条 森林管理署長は、公有林野等官行造林法施行令（大正9年勅令第426号。以下「令」という。）第8条の規定による分収樹木の指定をする場合には、造林契約の相手方に立会を求めなければならない。

(貸付又は使用)

第11条 森林管理署長は、令第11条第1項の規定により、造林地を貸し付け、又は使用させようとするときは、造林契約の相手方の意見を聞かなければならない。

2 森林管理署長は、造林地を貸し付け、又は使用させる契約が成立したときは、その旨を造林契約の相手方に通知しなければならない。

(造林契約の相手方の使用の承認)

第12条 森林管理署長は、公有林野等官行造林法施行規則（大正9年農商務省令第32号）第9条の規定による承認をする場合には、国有林野管理規程（昭和36年農林省訓令第25号）第81条の規定を準用する。

附 則

1 この訓令は、昭和30年10月10日から施行する。

2 公有林野官行造林法施行手続（大正9年農商務省訓令第9号）は、廃止する。

附 則（昭和31年6月農林省訓令第7号）

この訓令は、昭和31年6月22日から施行する。

附 則（昭和34年11月農林省訓令第48号）

昭和35年3月31日までの間の事業の実行については、なお従前の例による。

附 則（昭和41年4月農林省訓令第12号）

この訓令は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年7月25日農林省訓令第37号）

- 1 この訓令は、昭和45年7月25日から施行する。
- 2 昭和46年3月31日までの間の事業の予定及び実行に関しては、なお従前の例による。

附 則

この訓令は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成3年10月2日から施行する。

附 則

この訓令は、平成3年11月27日から施行する。

附 則

この訓令は、平成11年3月1日から施行する。